

## 令和3年 第2回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後1時26分～午後3時32分

2 開催場所 安中市役所第305会議室

3 出席委員 (16人)

|     |           |           |           |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 出席者 | 1番 上原 正孝  | 2番 丸山 征二  | 3番 山田 茂   |
|     | 4番 宮口 太郎  | 5番 森泉壽義雄  | 6番 白石 隆   |
|     | 8番 磯貝 俊夫  | 9番 大沢 秀夫  | 10番 上原恵美子 |
|     | 11番 橋本 一男 | 12番 武井 洋一 | 13番 佐藤 恒雄 |
|     | 14番 飯野 優  | 15番 宇佐美幸雄 | 16番 上原 見徳 |
|     | 17番 竹内 佳重 |           |           |

4 欠席委員 (1人)

7番 内田 忠雄

5 議事日程

|       |       |                          |
|-------|-------|--------------------------|
| 日程第 1 |       | 議事録署名人の指名について            |
| 日程第 2 |       | 会務の報告について                |
| 日程第 3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について   |
| 日程第 4 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請審議について   |
| 日程第 5 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請審議について   |
| 日程第 6 | 議案第4号 | 安中市登録空家等に付随する農地の指定申請について |
| 日程第 7 | 議案第5号 | 農用地利用集積計画の承認について         |
| 日程第 8 | 議案第6号 | 農用地利用配分計画の意見について         |

6 農業委員会事務局職員

|       |       |           |       |
|-------|-------|-----------|-------|
| 事務局長  | 上原 充  | 庶務兼農業振興係長 | 山田 幸則 |
| 農地係長  | 茂木 浩之 | 農地係       | 真下 貴光 |
| 農業振興係 | 五十貝 遼 |           |       |

### 会議の概要

議長 ただいまから令和3年第2回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

本日の総会の開催に当たり、7番、内田忠雄委員より欠席届が出されておりますので、報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは、1番、上原正孝委員・16番、上原見徳委員、両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

10ページを御覧ください。令和3年1月25日開催の第1回総会で許可相当の議決案件、農地法第5条関係38件につきまして、令和3年2月16日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。現況証明の1月分の取扱いについてですが、2件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付しました。

続きまして、別紙でお配りしたA4の一枚紙、令和3年第2回総会報告案件一覧を御覧ください。松井田地区人・農地プラン座談会が、令和3年2月15日に松井田支所で開催され、松井田地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が出席しました。

第11回常設審議委員会が、2月16日に群馬県農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

安中地区人・農地プラン座談会が2月17日に安中市役所で開催され、安中地区農業委員、農地利用最適化推進委員が出席しました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号の1番と5番について説明します。この譲受人の隣の畑なのです。地続きみたいなものなのですが、譲渡人のほうは、もう〇〇が死んでいるから、あまりしなくなってしまったのかね。どうしても譲受人が宅地の自分ちの地続きだということで購入したいということでございます。こちらに農機も結構ありますし、大変熱心な人であります。

それから、5番、これも譲受人はでかく農業していまして、畑なんかもいっぱい作っているのですが、農機もトラクターは3台ぐらいありますし、このほかにも普通トラックなんかも実は持っております。耕作、3条でも十分耕作できる人でありますので、特にこれも問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の4番です。この案件は、受け人が認定農業者としてコンニャクを大変多く作っております。そして、この畑も何年も借りて耕しております。現在、こうやって案件に上がってまいりました。認定農業者で一生懸命農家やっておりますので、問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

それと、6番、7番、8番、9番は、ただいま事務局から説明があったとおりでございますが、これから、今日見えておりますので、質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 私のほうから、17番。3条関係の2番の場所なのですが、この案件については、譲受人については、先ほど話をしたように大変に農業のほう、本気でやっ

ているということで、この場所の〇〇のすぐ北側にある田んぼでございます。今も耕作は麦を作っておりますので、ほかには問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2班に1番から5番の5件、3班に6番から9番の4件、以上9件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和3年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、2月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、4条3番の申請地の一部を除きまして、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書4ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

3番。

3番委員 3番です。農地法第4条の1番です。これ面積が非常に狭いので、また周りが全部宅地なもので、問題ないと思ひます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。議案第 2 号の 3 番です。筆がいくつかあるのですが、入っていくのに非常に苦勞するような土地なのですが、いわゆる放っておいた、という事なんです。それで山林になってしまっている、大部分が。特に問題の生じるような案件ではありません。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、以上 3 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち、番号 19 番は 3 番員が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定より議事参与できませんので、番号 1 番から 18 番及び 20 番と 21 番を案件 1 として、番号 19 番を案件 2 として、2 回に分けて審議を行います。

初めに、案件 1 を議題とします。番号 19 番を除く案件について、事務局の説明を求めます。併せて事前調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 3 年 2 月 25 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

2 月 19 日に実施されました申請地面積 1,000 平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 3 ページから 4 ページ記載の 1 番から 18 番、5 ページ記載の 20 番、21 番の 20 件です。受理した申請書は

農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。  
以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件1について、意見のある方はお願ひします。ないですか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の1と8と12です。まず1番です。この場所の国道18号沿いで、〇〇の少し西で、18号沿いで〇〇との境にある畑です。これは問題ないと思います。

あと8番です。これは前が住宅地でありまして、一度、去年だったと思いますけれども、申請が出ていまして、許可が下りていると思います。というのは、受け人が替わったらしいのです。そんなことで問題ないと思います。これも3種農地ですので、問題ないと思います。

あと、12番です。これは〇〇の西で、国道よりちょっと入るのですけれども、北がお店で、西は床屋で、これも周り住宅なので、問題ないと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにございますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法5条関係の10番と11番です。10番は、後継者もいて、大変大きな〇〇を経営しております。その中の畑に〇〇をこれから増やすというところですが、後継者もいますので、何ら問題ないと思います。

11番ですが、1種農地とありますが、去年の秋ですか、農振解除されまして、一般住宅地として、〇〇さんがうちを建てたいということで、すぐ隣にもうちがありますので、大丈夫かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、20番と21番ですが、これは先ほどの3条関係と関連がありますので、これからの問題、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の2番、3番、4番、14番、15番、17番、以上の6件でございます。

最初に、2番でございますが、こちらは西側に川、東側が道路というところに

挟まれた細長い農地でございますので、周りに与える影響もないと思われま  
すので、問題ないものと思います。

それから、3番と4番につきましては、隣接している農地でございます。南側  
には県道が走っている、道路が走っておりまして、そこから南斜面で続いで  
いるところでございます。周りに与える影響はないのかなと思われま  
すが、ただ、南傾斜ですので、少し水関係のものだけはちょっと注意して  
いただきたいなというふうに思います。それ以外は問題ないと思いま  
す。

それから、14番、こちらは始末書が出ておりますように、〇〇ということ  
で、前々から車が置いてあったところなのですが、それを是正するとい  
うことでありますので、周りに与える影響もございませんので、問題  
ないと思いま

す。それから、15番につきましては、もともとこの近くに宅地で家があ  
ったところがあるのですけれども、そこを壊しまして、続いている畑とい  
うところを近所の方が買うと。受け人が買うということございま  
すので、〇〇で  
すから、そんなにすごい土が出るというふうに思われま  
せんので、周りに与  
える影響はないかと思われま

す。それから、17番につきましては、〇〇のちょっと奥のほうな  
のですが、隣も、もう既に太陽光ということで申請が出てお  
りますので、その辺一帯になりますから、周りに与える影響も  
ないと思いま

す。以上、審議の参考にしてください。よろしくお願  
いいたします。

議長 ほかでございます。

11番。

11番委員 11番です。3号議案、5条関係の9番  
ですが、この案件は、〇〇の南方、約200メ  
ートルぐらいの〇〇線の道路より南に5メ  
ートルぐらいかかったところに家庭菜園  
があり、その家庭菜園の前の土地な  
のですが、周りは前のほうは全部放棄  
地みたいな土地になっております。特  
に問題ございませんので、よろしく  
お願いいたします。

議長 ほかでございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法5  
条関係の7番及び13番と16番です。  
7番の件につきましては、住宅の南側  
の農地でありまして、西側が公道、南  
側も公道に挟まれていまして、東側  
が宅地ですが、面積的にも276平  
米という

ことで、駐車場及び庭用地ということで、問題はなかろうかと思えます。

13番の農地でございますが、これは高速道路の東側、〇〇の、これは〇〇には該当しないのですけれども、幹線道路の北側ということで、西側には資材置場になっていまして、並びに北側が山林、東側には農地が1反歩ぐらいあるのですが、特に問題はなかろうかと思えます。

16番については、これは〇〇の地区なのですが、2,800平米のうちの995.68平米ということで、太陽光の貸借で、現状は耕作はされていませんが、管理を考えて、太陽光発電、貸借権を設定するというところでございますので、特に問題はなかろうかと思えます。

以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法5条の5番ですが、こちら駐車場は、大変宅地化が進んでいる地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えられます。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条関係の申請で、18番になります。ここは事務局のほうで写真を添付していただきまして、皆さんのお手元に行っていると思えますが、白地であります、畑もある程度まとまって造成してありますので、白地であります、申請地はちょうど真ん中に位置しますので、ここは農地が分断されるような状況になります。それと、申請地の周りは現在作付といいますか、ネギが去年まで、去年の暮れ、作ってまして、また今年も作る予定だと思えます。太陽光ですので、日当たりというか、日照関係と風向きとか、いろいろ耕作に影響が出ると思われます。農地区分で言いますと2種農地なのですが、ほかにも周りを見回すと代替できないということはないのかと考えます。18番に関しては、許可ができないという考えをしておりますので、皆様方の検討をよろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、農地法第5条関係の6番ですが、この土地は西側にその会社がございます、北側は小さい畑なのですが、300㎡ほどなのですが、市道を挟んで畑があります。南側は、川を挟んで、その会社の所有地となって



おります。また、東側は、一部宅地、それから田んぼに隣接しておりますが、農地に与える影響はないものと考えられますので、ご参考にご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ないようなので、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号案件1、番号1番から18番及び20番と21番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から8番の8件、2班に9番から13番の5件、3番に14番から18番の5件及び20番、21番の7件、以上合計20件を付託します。

次に、議案第3号案件2、番号19番に対する審議に入りますが、本件は3番委員が譲渡人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、3番委員の退席を求めます。

(3番委員退場)

議 長 それでは、案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の申請は案件2、19番の1件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

案件2について、意見のある方はお願いします。

委 員 なし。

議 長 ないようです。それでは、お諮りします。議案第3号案件2、番号19番については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に19番の1件、以上合計1件を付託します。

ここで3番委員の議事参与を認め、入室を許可します。

(3番委員入場)

議長 これより書類審査のため、暫時休憩いたします。

(休憩午後 2 : 10)

(書類審査)

(再開午後 2 : 42)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の6番と8番及び議案第2号、農地法第4条関係の3番の案件申請者から説明を求めたいと思います。

なお、議案第1号、6番と8番の申請者は同一人でありますので、一括して説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号6番、8番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

6番・8番 〇〇をやらせていただいております〇〇と申します。

申請者 今回、シェアリングの太陽光の申請に伴って、その下の部分で耕作をさせていただきたいということで申請させていただきました。

態様としては、現状、榊を、会社としては千葉県のほうで、今、6か所、7か所ぐらいのシェアリング物件を運営しております、榊の栽培をしているものですから、今回、群馬県のほうで、前年度、去年の年末ぐらいに高崎のほうで1か所あるのです。同じようなシェアリングの案件をやらせていただきまして、今回、安中の1か所について、同じような運営をさせていただきたいと思っております。

議長 申請者からの説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

ないですか。

17番委員 私のほうから。17番です。

今回、榊を下に植えるということなのですが、これについて、いろいろ最近問

題というか、指摘をいただいております。何件か、榊のほうはこちらのほうに進出しておりますけれども、この生産の日数とか、そういったものについては、どのぐらいで成長して、どのぐらいで販売できるのか。その辺、ちょっと聞きたいのですが。

6番・8番  
申請者 今、実際、千葉のほうがメインでやっけていまして、生育は、場所とか状況によって違うのですけれども、2年目ぐらいで収穫可能寸前までいった場所もあれば、地面のほうの関係で、土質とかの関係で育ちが悪くて、3年目でも収穫まで届かないぐらいの成長しかできない。こういう事もありましたけれども、一応3年ぐらいを目安に収穫が始まるというふうには考えております。

17番委員 今、3年位でと言ってもらったのですけれども、やっぱりいろいろ周りから、それなりにいろいろ苦情が出ないようにやっていただければありがたいなと思います。

議長 ほかに皆さんのほうから何かご質問ありますか。  
1番。

1番委員 どうもご苦労さまです。榊の需要というのは、ここ近年、需要が多くなっているのでしょうか。販路等、その辺も全部決まっているのですか。

6番・8番  
申請者 榊の需要としては、実際、国内で消費されている榊のうちの国産が2割。8割が輸入に頼っているという状態で、国産の需要というのがありますので、国産のほうがいいというお客様もいて、販路については、千葉のほうでいろいろとやらさせていただいたときに、売り先として、指導をいただいたところを経由して販売するということと、あと、今、高崎でも、作るのであれば買い取りをしたいという業者さんもおりますので、その辺の心配は今のところしておりません。

1番委員 私も、榊、大好きで、半月半月で交換しているのだけれども、これは種類もいろいろあると思うのです。安中市でも、榊既に始めているところありますけれども、いろいろ種類あります、榊は。栽培するのは本榊だと思っております。伊勢神宮さんのあれでね。今、私が買っているところは、ほとんど、和歌山から今まで来ていたっていう事なんですよ、和歌山の人から入らなくなってしまったことがある。年取ってきて、栽培もできなくて、今、宮崎のに変えたって事スーパーで本榊なのですけれども、榊なんかは、ひなたでも平気なのですけれども、太陽光の下で栽培するということですね。

6番・8番 はい。

申請者

1 番委員 ひなたになると本榊は色が変わってしまうのです。紅葉しちゃうんですね。グリーンの色が変わってしまうのですよね。そういう面では作りにくい事もあると思うのですけれども、頑張ってください。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 ご苦労さまです。榊を作るということで、お住まいは千葉のほうですね。収穫だとか、手入れとか、そういったものはこちらに誰か知り合いとか、そういう方がいらっしゃって頼むとかするのでしょうか。

6 番・8 番 その件につきましては、私、今現在、〇〇というところに事務所がありまして、申請者 そこに常駐してずっと2年ぐらいになるのですけれども、います。私がいるところで関連の会社の農業に携わっている方もいるので、そういう方とタイアップしていくようにして管理していくということで考えております。

8 番委員 分かりました。ちなみに人数的にはどのくらい、何人ぐらいでこれだけのものが管理できるのですか。

6 番・8 番 実際、飼育上は本当に周りの草関係だけなのです。管理、年間通して。ある程度、伸びてくると剪定等が入ってくるのですけれども、実際に毎日、何時間もずっと継続してやらなければいけないような内容というのは少ないものですから、3人程度で順番に手入れするという形です。

8 番委員 分かりました。どうもありがとうございました。頑張ってください。

議 長 ほかにございますか。

5 番。

5 番委員 これは〇〇さんが大体持っていますね。あの近くに富岡へ抜ける道路ができるという。

6 番・8 番 はい。

申請者

5 番委員 申請地の隣だね。

6 番・8 番 はい。その件については、今回、出させていただいている計画地区とは、その申請者 計画道路のところで土地が3つに分断されてしまうのです。その残った部分で計画を立てている。

5 番委員 こっちが〇〇さんがあって、県が設けて、それで今度。

6 番・8 番 小さいところが残っている。〇〇さん。

申請者

5 番委員 それ確認だけです。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ほかになければ質疑を打ち切ります。

ご苦労さまでした。

次に、議案第 2 号 3 番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介してから申請内容について説明をお願いします。

3 番申請者 ○○から来ました○○が父親なのですけれども、高齢のため○○と言いますが代理で来ました。

今回、地目についての関係で申請を出させていただいたのですが、たしか平成 4 年に購入している土地なのです。そのときに既に、ギンナンとかクルミとか、あと梅の木、栗、こういったものが山のように生えていた土地を購入しまして、父親はその当時維持管理してきたのですけれども、近隣に迷惑かけないでということで、周りには一応北側と南側についてはコンクリートで擁壁を打って、できるだけ、体が思うようにいかなかったという事を理由に一応それなりに改善はしてきたのですけれども、子供も遠くに離れていまして、私も○○にいたりしたもので、耕作できないという状況でありましたので、荒れた状態がずっと続いてきたということで、買ったとき、もう既に固定資産税等については山林扱いということでやらせていただきましたので、山ということで承知したと思うのですが、なかなか手が入らないということで今まで来てしまったというのが現状です。

現況と権利書でいうと、法務局で調べていただくと安中市のほうの固定資産税については山林なのですけれども、実際によく調べると農地、畑ということになっていますので、この際、正しくしたほうがいいよということで、ちょっとご指導いただいた経緯がありましたので、それで今回、本来、そういう形の山林にさせていただこうということで申請をお願いしました。

以上です。

議 長 申請者の説明が終わりました。

質問等のある方はお願いします。

1 7 番委員 1 7 番のほうからちょっと質問させていただきます。

あの場所の入り口のところも一応植林という形になっているのですけれども、

あの場所については何を植えられるのですか。

3 番申請者 だから、山として管理するということになれば、できるだけ低木の認可が。

1 7 番委員 認可は山林ですから。

3 番申請者 南側には梅林みたいになって、ちょっと残っている。ですから、あまり高い木は植えられないというので、どこまでを山林の木として扱っていただくのかによって考えております。例えば迷惑をかけないでというのはあるわけで、サツキみたいな小さなこう、丸いのを造って、一応山林という形で農業委員会のほうで許していただくのであれば、そういう形にしたいと思いますし、例えば山だったら、クヌギとか杉でしょうというのであれば、そういう形にしようかと思って。それは、今日、皆さんの意見を聞かせていただいて、こうしてくれということであればそうしようと思っている。

1 7 番委員 分かりました。あの場所は、前の中に木がある、そのうちの入り口ということなのですけれども、山林用地で中に植林するという形になっていますけれども、その場所については木ですね。あまり大きい木を植えないで。

3 番申請者 ですから、それはサツキみたいな。

1 7 番委員 ちょっとした簡単なあれで、あまり邪魔にならない程度の木を植えられればいいかなと思うので。

3 番申請者 サツキとかツツジぐらいだと思うのです。あとの木は植えてもでかくなってしまふので。

1 7 番委員 ちょっと高さがあるので、その斜面の部分を何とか配慮するような形で。

3 番申請者 丸いような形で、ちょっと庭ばさみですぐできるようなもので許していただけるのであれば、そういうふうな形でやろうと思います。

1 7 番委員 分かりました。

議 長 ほかにございますか。

1 番。

1 番委員 先日現場を見せていただきました。

3 番申請者 そうですか。

1 番委員 中の右側にきて、こちら側にありますよね。

3 番申請者 はい。

1 番委員 入り口のこっち側何か木が、梅の木ですか、何かロウバイみたいな木が植わっていますよね。

3 番申請者 梅とか、あとは、うちのほうで言うと、主にでかいがクルミの木。あとイチョ

ウの木が一抱えするようなのがあります。

2 番委員 そうですよ、山林とかそういうので、隣家からのクレーム等が、高い木は隣家の方は日陰になってしまう、杉とかそういうのは。

3 番申請者 そうですね、うちが買ったときに、もう既にクルミの木が30センチぐらいの直径のものがかなり植わってて、今と変わらない状況でずっとあって、あそこ持っていた方とのお付き合いがあったので、その当時から30年、40年前から見させていただいたんですけれど。クレームとか、そういうものは北側のほうの方からも一度もありませんので、そのまま放置されているような現状なんですけど。

5 番委員 ちょっと確認だけしたいのだけれども。

議 長 ほかにございますか。

5 番。

5 番委員 5 番です。ご苦労さまです。北側にうちがありますよね。

3 番申請者 北側にあります。

5 番委員 ○○さんという。そののところ、細く土地購入したのは何だったのですか。ここ。

3 番申請者 これは入り口です。

5 番委員 これが入り口でしょう。この上に土地がある。

3 番申請者 それで、大きい車が入ってもいいように道路として購入したのです。だから、2筆です。

5 番委員 こっちから入ろうと思って。

3 番申請者 こっちからだど道が狭くて入れない。

5 番委員 これは狭い道。

3 番申請者 それで、ここを隅切りさせてもらって、ずっとこういうふうな形で。ここは道路なかったものですから、あとはこっちからこういうふうに入って。

5 番委員 道路のつもりで買ったから。

3 番申請者 そうです。

5 番委員 こんな変な形の細いところ。

3 番申請者 通路として通したわけです。実は、うちのおやじがここに子供の家を建てようと思って用意したものなんですけれども、実際には子供も好き勝手、結局要らないという話になってしまったものですから。

5 番委員 元の地主さんはこっちの。

- 3 番申請者 そうです。この方から譲っていただいたのです。
- 5 番委員 ○○さん。
- 3 番申請者 こっちのほうに、この下の。
- 5 番委員 では、いずれにしても、ここが山林としてするのなら。
- 3 番申請者 山林で植えろというのであれば植えますし、できたら、あそこを削って、通路にしたいのはしたいです。そうすれば一番迷惑かからないですから。
- 5 番委員 いずれにしても、裏のうちにもよくお話を。
- 3 番申請者 そうです。裏のうちは、多分、これ低くしてあれば喜んでもらえると思うのです。
- 5 番委員 分かりました。
- 議 長 よろしいですか。
- 次、2 番。
- 2 番委員 2 番です。事務局に確認します。今、説明者本人様の説明ですと、低木のサツキなりツツジですか、等を植林したいという説明がありましたが、それで山林として認められるのかどうか、事務局に確認したいと思います。
- 議 長 事務局。
- 事務局 木の種類によって、山林か、山林でないか判断することはなかなかできないのですけれども、一般的な観賞用の花木を植えるのであれば山林とは言い難い部分もあるかなと考えております。ただ、明確に山林ではないとか、そうだと、なかなか言いづらいところもありますけれども。
- 議 長 2 番。
- 2 番委員 今までの流れを聞いている中で、この奥に住まっている方のことも配慮していただいて、低木のを植林したいという本人からの申出もありますので、事務局のほうで、対象になる低木のをよく説明してあげてください。何を植えたらいいいのかというのをよく調べていただいてアドバイスしてあげてください。そうすれば、この奥の方に迷惑がかからないと思いますので。
- 以上です。
- 事務局 具体的な木の種類というのは、多分、これが植わっていれば観賞用の、例えば庭園であるとか、大きい木だと山林だという、なかなか基準というのを、私ども見たことありませんけれども、またちょっと事務局のほうで調査した上でご連絡させていただければと思います。
- 議 長 ほかにございますか。



委員 なし。

議長 なければ、申請者への質問終わりましたので、これで質疑を打ち切りますので、よろしくをお願いします。

ご苦労さまでした。

3番申請者 どうもありがとうございました。

議長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3:00)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3:00)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から5番の5件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、6番から9番の4件です。審査班で農地法3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

12番委員 ちよっといいですか。休憩をお願いします。

議長 暫時休憩とします。

(休憩午後 3:05)

(再開午後 3:05)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号のうち案件1、番号1番から18番及び20番と21番に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から8番の8件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示

したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から13番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、14番から18番及び20番、21番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、18番を除くほかの案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているので、許可相当であります。また、18番の案件については、周辺の農地に影響があると地元の委員さんからの話もあったため、連合審査をお願いします。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号案件1に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号案件1に対する採決を行うところですが、18番については連合審査を行いたいと思います。その件については、先にほかの案件を許可申請のほうにしたいと思いますので、お願いします。

これより議案第3号案件1に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号案件1、番号1番から17番及び20番と21番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、18番については連合審査になります。

暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 10)

(再開午後 3 : 10)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま案件18番について、委員のほうから連合審査依頼がありましたので、皆さんに連合審査の挙手を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。それでは、連合審査にしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

18番の案件について、質疑を求めたいと思いますが、よろしくお願ひします。ございませぬか。

2番。

2番委員 3班は、なぜ連合審査にしたのか、ちょっとそのいきさつを、判断しかねた理由をみんなに分かるようにお願ひします。

議長 14番。

14番委員 14番です。委員長がいるわけですけれども、一応〇〇の農地、宇佐美さんは地元の農業委員ということで、許可は相当ではないというご意見をいただいたわけです。また、3班としても協議したのですが、やはり周り4辺を優良農地で囲まれている農地であるわけですので、農業委員全員のご意見を伺った上で一応審査したほうがよろしいのではないかとということで連合に回したわけでございます。

以上です。

議長 ほかにございませぬか。

2番。

2番委員 2番です。書式的にいくと全く問題ないと思うのです。確かに周りは優良農地なのですが、青地と、白地だとちょっと条件が違いますので、これを、例えば否認する場合の正当な理由が一体何になるのかを少し整理しないと、これを拒否したときに、もめたときに、裏づけがないとちょっと厳しいかな。ですから、裏づけになる理由を少しみんなで見解を出して考えていこうかなと思いますが、どうでしょうか。

議長 15番。

15番委員 15番です。許可相当ではないという話をさせていただきましたが、写真で見ただけだと分かるのですが、農地をまず分断するという。それと、農

地が2種農地でありますので、2種農地というのは基本的には不許可。どこか代替がないとか、やむを得ない場合には、ほかのところから、ほかにだから移転ができない、やむを得ない場合には許可をするというのは2種農地だと思っ  
ていますが、2種農地は何でもいいよというのではないのだと思うのですが、事務局のほうとすると、2種農地の捉え方というのは何でもいいよということ  
でしょうか。

議長 ほかにございますか。

暫時休憩。

(休憩午後 4 : 07)

(再開午後 4 : 12)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより議案第3号、18番に対する採決を行い、本案に対する連合審査の結果を採りたいと思いますので、議案第3号の18番については、不許可相当と  
思う人の挙手をお願いします。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号18番については不許可に決定しました。

次に、議案第3号案件2、番号19番に対する審議に入りますが、本件は3番  
委員が農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により議事参加ができませんので、これを審議の間、3番委員の退室を求めます。

(3番委員退場)

議長 それでは、議案第3号案件2、番号19番の審査結果について、2班の報告を  
求めます。

2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は19番の1件で  
す。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおり  
であり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たして  
いますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号案件2に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
これより議案第3号案件2、番号19番に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号案件2、番号19番、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。  
ここで、3番委員の議事参与を認め、入室を許可します。  
(3番委員入場)

議 長 それでは、次に行きます。  
次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請についてを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について。農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。  
令和3年2月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。  
農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域、安中市上後閑字笹原向1028番1。下限面積、1アール。  
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
お諮りします。本案について、農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第4号、安中市登録空家等に付随する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。  
次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とし

ます。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の13件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の承認についてを議題とします。

本案について、農用地利用配分計画の1番は、15番委員が借受希望者である法人の構成員となっているため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、15番委員の退室を求めます。

(15番委員退場)

議長 それでは、本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年2月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画(案)は、議案書8ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしている  
と考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承  
認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで、15番委員の入室を許可します。

(15番委員入場)

議長 以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第2回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎  
重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 3時32分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに  
署名捺印する。

令和3年2月25日

安中市農業委員会会長

1番委員

16番委員